

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十四年十二月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十三年一月六日奈良県指令建第八六一九二二号

平成二十四年二月十四日奈良県指令建第八六一九二二一号

平成二十四年四月二十五日奈良県指令建第八六一九二二一二号

平成二十四年十一月二十一日奈良県指令建第八六一九二二三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年十一月三十日建第七八四八号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十四年十一月三十日建第四七七四号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市壱分町一〇六七番一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法蓮町一九八一番地の三

金田福太郎

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 生駒市壱分町一〇六七番一一の一部